

### (3) 対象となる施設の用途と規模

一般都市施設は、規模を問わず、下記の用途全てを含みます。指定施設及びバリアフリー法対象施設は、一般都市施設のうち用途ごとに定められた規模以上のものが該当します。

	区分	一般都市施設	指定施設 ※1	バリアフリー法対象施設※2
1	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	(1)保健所／(2)税務署／(3)土木事務所／(4)その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 [市役所、区役所、消防署、警察署など]	全ての施設	全ての施設
2	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）	(1)老人ホーム／(2)保育所／(3)福祉ホーム／(4)救護施設又は更生施設／(5)その他これらに類する施設	全ての施設	全ての施設
3	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	(1)老人福祉センター／(2)児童厚生施設／(3)身体障害者福祉センター／(4)その他これらに類する施設	全ての施設	全ての施設
4	病院	病院	全ての施設	全ての施設
5	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設	全ての施設
6	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。） [鍼灸院、整骨院、接骨院など]	全ての施設	300㎡以上
7	助産所	助産所	全ての施設	—
8	薬局	薬局 [調剤薬局のあるドラッグストア]	全ての施設	300㎡以上 ※3
9	学校	学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）	全ての施設	1,000㎡以上
10	自動車教習所その他これに類するもの	(1)自動車教習所／(2)その他これに類する施設 [職業訓練校など]	全ての施設	—
11	博物館、美術館又は図書館	(1)博物館／(2)美術館／(3)図書館	全ての施設	全ての施設
12	博物館類似施設その他これに類する施設	(1)博物館類似施設／(2)その他これに類する施設 [郷土資料館など]	全ての施設	—
13	集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂	(1)冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。） [文化会館、市民ホールなど]／(2)公会堂	全ての施設	全ての施設
14	集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	全ての施設	1,000㎡以上
15	銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	(1)銀行／(2)ガス事業者、電気事業者、通信事業者又は水道事業者の営業所／(3)その他これらに類するサービス業を営む店舗 [農協、証券会社、信用金庫・労働金庫、郵便貯金などの窓口業務を行う施設など]	全ての施設	300㎡以上 ※4
16	理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	(1)理髪店／(2)その他これに類するサービス業を営む店舗 [理容院、美容院など]	全ての施設	300㎡以上 ※4
17	公衆便所	公衆便所（地方公共団体が設置するものに限る。）	全ての施設	全ての施設
		公衆便所（地方公共団体以外のものが設置するものに限る。）	全ての施設	50㎡以上
18	認可外保育施設	認可外保育施設	300㎡以上	—

区分		一般都市施設	指定施設 ※1	バリアフリー法対象施設※2
19	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	(1)百貨店／(2)マーケット／(3)その他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。)[ガソリンスタンド、カーディーラー、勝馬投票券発売所など]	300㎡以上	300㎡以上 ※3
20	飲食店	飲食店 [喫茶店、食堂、レストランなど]	300㎡以上	300㎡以上
21	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	(1)クリーニング取次店／(2)質屋／(3)貸衣装屋／(4)その他これらに類するサービス業を営む店舗 [旅行代理店の営業所、ビデオ／CDレンタル店、宅地建物取引業者の営業所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人ATM・CDコーナーなど]	300㎡以上	300㎡以上 ※4
22	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	(1)劇場／(2)観覧場／(3)映画館／(4)演芸場	300㎡以上	300㎡以上
23	遊技場	(1)パチンコ屋／(2)マージャン屋／(3)その他これらに類する施設	300㎡以上	300㎡以上
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1)キャバレー／(2)料理店／(3)ナイトクラブ／(4)ダンスホール／(5)その他これらに類する施設	300㎡以上	—
25	公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上	1,000㎡以上
26	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設	(1)体育館／(2)水泳場／(3)ポーリング場／(4)その他これらに類する運動施設	1,000㎡以上	1,000㎡以上
27	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館 [簡易宿所など]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
28	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	ホテル又は旅館以外の宿泊施設 [宿泊施設を持つ研修所など]	1,000㎡以上	—
29	展示場	展示場 [モデルルーム、ショールームなど]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
30	事務所	事務所 [公園緑地事務所、開発事務所、研修所、研究所、検査所など]	1,000㎡以上	—
31	工場	工場 [清掃工場、発電所、下水処理場など]	1,000㎡以上	—
32	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1)学習塾／(2)華道教室／(3)囲碁教室／(4)その他これらに類する施設	1,000㎡以上	—
33	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000㎡以上	1,000㎡以上
34	共同住宅	共同住宅	1,000㎡以上	2,000㎡以上
35	寄宿舎	寄宿舎	1,000㎡以上	—
36	地下街	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する地下街の共用部分	全ての施設	—
37	複合施設	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する複合施設の共用部分(36の項に掲げるものを除く。)	一般都市施設の床面積の合計が1,000㎡以上の施設	—
	公共用歩廊		—※5	2,000㎡以上
	車両の停車場		—※6	全ての施設

※1：用途に供する部分の床面積の合計 ※2：用途に供する部分の床面積の合計(増築等の場合は、増築等に係る部分のみ)

※3：バリアフリー法対象施設については、区分「8」「19」をあわせて「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」として扱い、当該用途に供する部分の床面積の合計で対象規模以上か否か判定します。

※4：バリアフリー法対象施設については、区分「15」「16」「21」をあわせて「理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗」として扱い、当該用途に供する部分の床面積の合計で対象規模以上か否か判定します。

※5：「道路」の編を参照 ※6：「公共交通機関」の編を参照

注)上記の用途の区分については、福祉のまちづくり条例における用途の区分であり、建築基準法上の用途と異なる場合があります。